

安来市営繕工事における週休2日工事実施要領 別記

週休2日工事の実施について（単独工事の場合）

1. 本工事は、『安来市営繕工事における週休2日工事実施要領』（以下要領）に基づき、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日工事（発注者指定型）である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - （1）「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - （2）「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - （3）「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。
 - （4）「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - （5）「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとの現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - （6）「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉

所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、週休2日工事である旨を仮囲み等に明示する。

4. 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

5. 月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に、要領第5条第1項第1号に定める補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を要領第5条第1項第2号に定める値に変更し、また通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。